

新 旧 対 照 表

(新)

平成29年度高知県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条 ～ 第9条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第6号及び第8号から第9号まで並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係） ～第4号様式（第9条関係） 略

(旧)

平成28年度高知県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条 ～ 第9条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第6号及び第8号から第9号まで並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係） ～第4号様式（第9条関係） 略